

【後発医薬品使用体制加算】【一般名処方加算】 に係る掲示

当院におけるジェネリック医薬品（後発医薬品）の取り扱いについて

1. ジェネリック医薬品の推奨

- ・ ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先に開発された薬（先発医薬品）の特許が切れた後に同じ有効成分・同じ効果で国が承認したものです。
- ・ 開発費がかからない分先発医薬品と比べ低価格となり、医療費削減に寄与します。
- ・ そのため当院はジェネリック医薬品を積極的に採用しております。

2. 一般名処方の推奨

- ・ 一般名処方とは お薬の「有効成分」をそのまま「お薬名」として処方することです。
- ・ 一般名処方 は 【般】 + 「一般的名称（有効成分）」 + 「剤形」 + 「含量」と記載されます。
- ・ これにより、有効成分が同一の医薬品が複数ある場合、調剤薬局の薬剤師と相談の上ご自身で選択することができます。
- ・ 当院は一般名処方を積極的に行っております。
一般名処方についての状況や趣旨もご説明いたします。

3. 医薬品供給が不安定な状況による対応

- ・ 当院では、医薬品の供給が不足した場合、製薬会社、規格などの変更を行い対応します。
必要に応じて同効薬を検討し、治療計画を見直し、適切に治療が継続できる体制をとっております。
- ・ お薬に変更が必要な場合にはご説明いたします。

ご不明な点がございましたら医師・薬剤師にご相談ください

横浜市総合保健医療センター診療所
センター長 塩崎一昌